

組合・中小企業を
応援します!

月刊中央会



動く つなぐ 結ぶ
組合・中小企業を
サポート

2021 | March 第758号

令和3年3月5日号 (毎月1回5日発行)

3

月刊中央会
①
(オ)

兵庫県中小企業団体中央会時報 第758号 2021年3月5日号(毎月1回5日発行)
発行所/兵庫県中小企業団体中央会 〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号兵庫県民会館3階
本誌は組合等情報提供事業として発行しております。購読料/部30円(会員の購読料は会費に含まれています) TEL(078)331-2045



あわじ花さじき (淡路市)

中央会からのお知らせ

Virtual Exhibition HYOGO!
バーチャル展示会

求む!本気で“宣伝”したい企業登録募集!!
—バーチャル展示会サイトを“営業マン”として活用してみませんか—

登録利用料 無料



昨今のインターネットがインフラのように整った現状において、多くの人がパソコンやスマホで情報を探しています。事業者にとって、情報発信は必要不可欠になっています。

当会は、兵庫県内事業者様の企業や商品・技術の新規取引先開拓等ビジネスマッチングを目的に無料でご利用いただけるデータベースサイト「バーチャル展示会 HYOGO!」を運営しております。ぜひ、県下の事業者・組合や傘下の組合員の情報発信やPR活動にご活用ください。

サイト訪問者からの問い合わせ内容

- ◆(バーチャル展示会登録企業A社への製造依頼)
××現場で■■を加工して、○○メッキ処理を行いたいのですが、メッキ工房で可能なのでしょうか。○サイズは○-○t、○-○tで、加工幅としては1×mm程度なのですが、あとの位で乾く物なのでしょうか?
- ◆(バーチャル展示会登録企業B社への質問)
○発電設備の×モジュールを▲方式としているため、適切な○装置を探しています。御社、○装置をご紹介ください。○設備、▲kw(▲kwPCS○台)この○台の□□の入力直流回路を○ch分としたい。
- ◆(バーチャル展示会サイト(中央会)へ問い合わせ)
軽自動車にキャンピングカーを乗せるジャッキを製作できるところを探しています。○○まで打ち合わせ可能な企業様ご連絡をお願いします。

その他、バーチャル展示会サイトを通じて、パンフレット・ロットに応じた価格見積りや加工・販売依頼などの問い合わせがごあります。ぜひ、バーチャル展示会マッチングサイトをご利用ください! ホームページ代わりにともご利用いただけます。

<お問い合わせ>
〒650-0011 神戸市中央区下山手通 4-16-3 兵庫県民会館
兵庫県中小企業団体中央会 情報企画課 バーチャル展示会HYOGO! 運営事務局
TEL: 078-331-2045 FAX: 078-331-2095
●サイト: <https://www.web-tenjikai.com/> ●新規登録について: <https://www.web-tenjikai.com/register>



協会けんぽ兵庫支部 加入者・事業主の皆さまへ

令和3年3月分(4月納付分)からの協会けんぽの健康保険料率についてお知らせします

令和3年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、本年3月分(4月納付分)からの適用となります。皆さまのご理解をお願い申し上げます。

	令和3年2月分(3月納付分)まで	変更	令和3年3月分(4月納付分)から
健康保険料率	10.14%	→	10.24%
介護保険料率	1.79%	→	1.80%

全国健康保険協会 兵庫支部 協会けんぽ
〒651-8512 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST
代表電話: 078-252-8701

中小企業のための 地震・津波の補償「地震特約」

ひょうご共済の火災共済に特約としてご加入いただける制度です。

ひょうご共済 地震特約

“ひょうご”の中小企業を補償でサポート!

ひょうご共済
兵庫県共済協同組合



特集 組合決算期の事務手続き 手順と運営・管理のポイント

- 中央会事業(報告)
 - ◇「第25回東京機械要素技術展」兵庫県から14社が出展
 - ◇「第55回スーパーマーケット・トレードショー」兵庫県から27社が出展
 - ◇「コロナ禍を乗り越える強い飲食店づくりセミナー」
 - ◇基礎から学ぶ組合会計講座
 - ◇組合決算講習会開催
 - ◇新年のご祈禱を実施(Hyogo-UBA)
 - ◇組合青年部全国講習会に出席(Hyogo-UBA)
- 情報レポート
 - 県内中小企業は、製造業、非製造業ともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況が続く
- コラム
 - 中小企業のための経営レポート VOL.2 「土は己を知る者のために死す」
 - 田坂経営労務事務所 代表 田坂 和彦
- お知らせ
 - ◇コロナウイルス感染症拡大防止協力金のご案内(第2期:2月8日以降の時短要請)
 - ◇売上の減少した中小事業者に対する一時支援金のお知らせ
 - ◇令和2年度第3次補正 補助金のお知らせ 事業再構築を支援(中小企業等事業再構築促進事業)
- 中央会からのお知らせ
 - ◇バーチャル展示会サイト —求む!本気で“宣伝”したい企業登録募集!!—
 - ◇令和3年3月分(4月納付分)からの協会けんぽの保険料率についてお知らせします

組合決算期の事務手続き 手順と運営・管理のポイント

年度末を迎える組合において決算期の事務手続き手順をご確認ください。

組合決算期の事務手続きの流れ

(決算期を3月31日、理事会を5月10日、通常総会を5月25日と仮定した場合)(総会の開催時期を定款で2か月以内と規定した場合)



※所管行政庁への決算書提出をお忘れなく!

認可行政庁への決算関係書類等の提出がない場合は職権により組合が「解散命令」の対象になります。又、各手続きにおいて法令違反、定款違反等があると取消・無効・罰則等の対象になることがありますのでご注意ください。

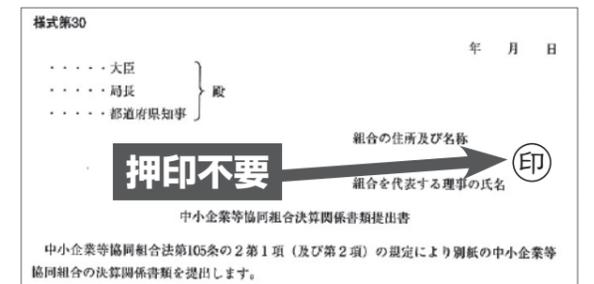
事業協同組合等の決算期の諸手続一覧

事項	内容	必要書類
事業年度末が基準	◎出資金の変更登記…主たる事務所では4週間以内に	1 申請書 2 監事の証明書 3 委任状
	◎法人税、消費税、地方税の確定申告…2カ月以内に(法人税等は申告期限の延長の特例の申請等の対応可)	1 申告書 2 貸借対照表 3 損益計算書 4 剰余金(損失)処理案
通常総会の日が基準	◎行政庁への決算関係書類の提出…総会決議後2週間以内に (注)通常総会は毎事業年度終了後、定款に定める期間内に必ず開催すること。	1 届出書(印不要) 2 事業報告書 3 財産目録 4 貸借対照表 5 損益計算書 6 剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面 7 通常総会議事録
定款変更(所管行政庁)	◎行政庁への定款変更の認可申請…総会決議後すみやかに名称、事務所所在地、地区、公告方法、事業変更、組合員資格、出資払込方法、出資1口金額、役員定数、役員任期、その他定款中の条文を変更した旨	1 申請書(印不要) 2 定款変更理由書 3 定款変更箇所を記載した書面 4 総会議事録(上記書類は各2通必要) (注)事業変更の場合は変更後の事業計画書・同収支予算書を添付する。
定款変更(法務局)	◎定款変更登記…主たる事務所では認可書の到着後2週間以内に従たる事務所では認可書の到着後3週間以内に名称、地区、公告方法、事業、出資の払込の方法、出資1口の金額 (従たる事務所の場合は名称のみ)	1 申請書 2 定款変更認可書 3 総会議事録 4 委任状
役員変更(所管行政庁)	◎行政庁へ役員変更届出書の提出…就任後2週間以内に ※但し、前役員と全て同じであれば、行政庁への届出は不要。	1 届出書(印不要) 2 変更した事項を記載した書面 3 変更理由書 4 理事会議事録
役員変更(法務局)	◎役員の変更登記…主たる事務所では就任後2週間以内に従たる事務所では就任後3週間以内に (注)同一人物が再選(重任)された場合でも、定款記載の任期毎に必ず登記すること。	1 申請書 2 定款 3 総会議事録 4 理事会議事録 5 就任承諾書 6 辞任届 7 委任状
事務所の移転	◎事務所移転の登記…移転後2週間以内に	1 申請書 2 総会議事録 3 定款変更の認可書 4 理事会議事録 5 委任状 定款変更があった場合のみ

行政手続の押印手続の見直しに伴う中協法・中団法施行規則の公布・施行について

行政手続の押印手続の見直しに伴い、「中小企業等協同組合法施行規則」及び「中小企業団体の組織に関する法律施行規則」等において押印を求めている手続(様式)に関して押印(組合から所管行政庁宛に提出されることになる各手続の様式中の「印」)が不要となります。

なお、法令で押印や署名を求めているもののうち、今回の改正の対象から外れているものについては、引き続き押印又は署名が必要になります。



申請書・届出書等の提出先について

昨年10月1日付の政令改正に伴い、経済産業省(近畿経済産業局)や国土交通省(近畿地方整備局・近畿運輸局・神戸運輸整理部)における事業協同組合等の認可等に係る事務・権限が国から都道府県等に委譲されたことに伴い、申請書・届出(定款変更認可申請書・決算関係書類届出書・役員変更届出書等)の提出先が変更になっています。また今後、①主たる事務所の所在地 ②地区(県内・県外) ③組合員の資格などが変更した場合も所管行政庁が異なる場合がございます。

決算関係書類、役員変更、定款変更の認可申請や届出その他、手続きや申請先等の相談は、兵庫県中央会(TEL078-331-2045)にご照会下さい。

▶各県民局窓口: https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/ie04_000000075.html

▶中小企業組合の主な申請手続き: <https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/kumiai-sinsei.html>

●
●
●
●
●

●
●
●
●
●

新型コロナウイルスの感染症拡大を踏まえた総(代)会・理事会運営のポイント

通常総(代)会については、中小企業等協同組合法第46条(総会の招集)及び中小企業団体の組織に関する法律第47条(準用)においては、「**通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度1回招集しなければならない**」と規定されており、不要不急の行為には該当しないため、感染拡大防止への対策をとりながら開催する必要があります。総(代)会の開催を中止することはできません。つきましては今後の総(代)会や理事会の開催について下記ご対応方法についてご案内致します。

対応方法

一 組合における通常総(代)会について

■書面、電磁的方法又は代理人をもって議決権を行使できる旨を定款で定めている組合においては、これらを活用して開催することにより、当日会場に参集する本人出席者数を少なくすることが可能になります。

本人出席者を最小限とした形での会議体としての総(代)会を開催したいと考えた場合には、招集通知で議案を示すとともに、決算関係書類及び事業報告書等を提供(法律で提供が義務づけられています)し、さらに、書面での議決権行使や代理人による議決権行使のため、書面議決書や委任状を同封して、返送してもらう必要があります。

■組合員は、議決権及び選挙権は平等に一個与えられており、議決権や選挙権の行使は、本人出席によるものほか、書面又は代理人による方法をとることができるようになっていきます。

〇〇〇〇 組合 御中

年 月 日

住 所

氏名又は名称

委 任 状

私は、〇〇〇〇を代理人と定め下記の権限を委任します。

1. 〇〇年 〇月 〇日開催の第 〇回通常(臨時)総会に出席し、議決権(及び選挙権)を行使する一切の件

【代理権を証する書面(委任状)】

〇〇〇〇協同組合

理事長 〇〇〇〇 殿

年 月 日

住 所

氏名又は名称

書 面 議 決 書

私は〇〇年〇月〇〇日開催の通常(臨時)総会に都合により出席できませんので、下記事項について書面をもって議決権を行使いたします。

第1号議案 〇〇年度事業報告及び決算関係書類承認の件 原案に(賛成・反対)する。
第2号議案 〇〇年度収支予算及び事業計画決定の件 原案に(賛成・反対)する。

【書面議決書】

【総会の書面・代理人の議決権行使のポイント】

- 書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使ができるのは、あらかじめ通知のあった事項に限られます。
- 代理人の資格は、組合員の親族、使用人又は他の組合員に限られます。
- 代理人は、定款において定めた代理しうる数を超えて組合員を代理できません。(法律上、組合員4人まで)
- 代理人は、代理権限を証する書面を提出しなければ権利を行使することはできません。(※役員改選の必要がある組合については、役員を選出方法が各組合の定款により異なることから個々の対応が必要ですので中央会までご相談ください)

参考<総(代)会開催場所に本人出席が必要と思われる方は以下のとおりです>

- 議長(総(代)会内で出席した組合員(総代)から選出してください。(※議事録作成を担当する理事も必要です)
- 組合役員(総(代)会での議案質問に対する説明義務があります。)
- 委任をうける対象者(受任可能数や対象者の範囲は定款で確認してください。受任者がいない委任状は無効となります。議長への委任不可。)
- 役員選出する場合、選挙行為を管理する者(選挙の立会人や指名推選を想定する場合の選考委員2名以上)
- 議事では定足数を満たすこと(特別議決は総組合員(総代)の半数以上の出席が必要)

一 組合における理事会について

■理事会の決議については、中協法第36条の6第1項によると、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で行うとなっています。

しかし、平成18年の改正により、同法36条の6第4項により、定款に「理事が理事会の決議の目的である事項について 提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意(あらかじめ通知されたものに限る)の意思表示を

したときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。」の規定がある組合の場合、書面又は電磁的方法で理事会の決議があったものとみなす(みなし決議)ことができます。(理事会を開催することなく、書面のみあるいは電磁的記録のみにより理事会決議を行うことができるようになりました。)

【理事会(みなし決議)のポイント】

- 理事会(みなし決議)は、定款に定めておかなければなりません
- 理事会決議を目的事項の提案に対して理事全員が書面又は電磁的記録により同意した場合に限られます(1人でも議案事項に対する異議の意思表示があった場合には有効な理事会決議があったとはみなされず、理事会開催が必要)
- あらかじめ通知されたもの限り、同意が認められます
- 理事会(みなし決議)があった場合、施行規則にもとづき議事録を作成しなければなりません

<モデル定款例>

(理事会の決議)

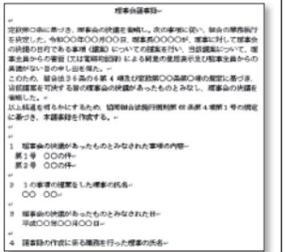
- 第〇条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。
- 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
 - 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
 - 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
 - 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

<モデル定款例>

(理事会の議長及び議事録)

第〇条 理事会においては、以下省略

- ...
 - ...
 - ...
 - 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
- (1)理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項
- 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ①の事項の提案をした理事の氏名
 - 理事会の決議があったものとみなされた日
 - 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (2)理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項
- 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - 理事会への報告を要しないものとされた日
 - 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名



理事会議事録

▼ 様式ダウンロード
届出等各種書類はこちら

■ 組合書式ダウンロードサービスについて ■
組合手続きに必要な様式集をダウンロードできるサービスページを作成しました。ぜひご利用ください。

組合様式集(分類)

- 組合への加入、2 脱退、3 除名、4 出資(増資)、
- 総会、6 理事会、7 役員変更、
- 決算に関する書式、9 行政庁に提出する書式、
- 10 公正取引委員会、11 登記に関する書式(各種変更)、
- 12 登記に関する書式(事務所移転)、
- 13 登記に関する書式(役員変更)、
- 14 解散関係、15 その他

サイト：<https://www.chuokai.com/download/>
兵庫県中央会様式ダウンロード 検索

兵庫県中央会サイトトップページより、
ここをクリックすると様式集ページが表示されます

日本ものづくりワールド 2021 内
第25回 機械要素技術展 M-Tech 兵庫県共同ブースから14社が出展

—会場内入場制限、全出入口にて消毒液の設置やサーモグラフィーによる体温検査等あらゆるコロナ対策を徹底して行われました!— **報告**

2月3日(水)～5日(金)の3日間、リード・エグジビジョン・ジャパン(株)主催のもと、幕張メッセにて「第25回東京機械要素技術展」が開催されました。兵庫県中小企業団体中央会が事務局を務めた兵庫県ブースからは**(有)アトリエケー・(株)大進精機・タカヤマ(株)・(株)前田精密製作所・(株)中橋製作所・伊福精密(株)・(株)大野社・(株)モルファ・(株)姫路鍍金工業所・(株)佐野鉄工所・**



(株)三和製作所・(株)アイデア・平井工業(株)・(有)正栄工作所の計14社が出展しました。

今回の機械要素技術展は、3日間で8,558名の来場となりました。新型コロナウイルス感染拡大防止の為、緊急事態宣言が発令されている中での開催となりましたが、兵庫県ブースでは出展者同士で来場者や他の出展業者を紹介し合う等の相互の協力から終日賑わいを見せました。新型コロナウイルスの影響により来場者は例年と比べ少ないなかでも出展社は有意義な名刺交換および商談を行うことができました。(中央会担当：情報企画課 中橋翔平)



SMSTS 2021 創ニッポン 兵庫県共同ブースから27社が出展

—会場内入場制限、セミナープログラムのオンライン化、試飲試食のルール設定など、コロナ対策を講じて行われました!— **報告**

2月17日(水)～19日(金)の3日間、全国スーパーマーケット協会主催のもと幕張メッセにて「スーパーマーケット・トレードショー 2021」が開催されました。



当会が事務局を務めた兵庫県ブースからは**(有)こやま園、(株)NOUEN、(株)善太、(株)多田フィロソフィ、前原製粉(株)、(株)嶋本食品、(株)小田垣商店、(株)森水産、(株)yuukou、(株)夢工房、キング醸造(株)、(名)アリモト、(有)ムッシュ、(株)ズッカ、(有)アイエヌインターナショナル、オリバーソース(株)、(株)池上農場、マルヤ水産(株)、(株)今井ファーム、(株)キャセリンハウス、高嶋酒類食品(株)、**



明和(株)、(株)寺尾製粉所、(株)わらいや、雷鳳、但馬米穀(株)、マルカン酢(株)の計27社が出展しました。

新型コロナウイルス感染対策により入場者を絞る等して開催された展示会では、3日間計26,385名で例年の3割程度となる来場者数にとどまりました。それでも会場には「このような状況であるからこそ」と熱心に商品説明に耳を傾けてくれるバイヤーの姿が多く見られ、出展者はコロナ禍による巣ごもり需要を意識した商品のPRなどに力を入れました。(中央会担当：情報企画課 今橋友亜)

コロナ禍を乗り越える強い飲食店づくりセミナー —オンラインにて**300名以上**が参加しました— **報告**

兵庫県中小企業団体中央会では、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、影響を強く受ける中小飲食店や、このまま開業計画を進めていいのかわからない不安を感じている開業予定者に向けたWEBセミナーを開催しました。

営業時間の異なる各業態の飲食店経営者が受講しやすいよう、YouTube動画で2月1日から15日までセミナーを配信し、300人以上が参加しました。

飲食店再生の分野で高い実績を持つ中小企業診断士の難波三郎氏が講師となり、新メニュー・新サービス開発や集客力を高める広告宣伝の手法について、理論と事例を交えて解説しました。(中央会担当：連携支援課 佐藤拓)

製品・市場マトリックス

	今の客層	新しい客層
今の商品	MENU	
新商品		

- ここまでのまとめ
- 現在の課題
- 製品・市場マトリックス
- 2つの大きな顧客
- お客様の課題解決
- 飲食店で使うプロモーション
- トランプメディアとは

基礎から学ぶ組合会計講座 オンラインの併用により開催 **報告**

兵庫県中小企業団体中央会では、組合理事や事務局を対象に令和3年1月15日(金)から毎週金曜の計3回、「基礎から学ぶ組合会計講座」を開催し、延べ40名の方にご参加いただきました。今回は、緊急事態宣言の発出を受け、リアルとWEBの両方での開催となりました。

セミナーでは、税理士法人コモンズ代表である坂本健一税理士から会計の基礎から組合特有の処理までをご説明いただきました。(中央会担当：連携支援課 尾崎元英)



組合決算講習会 オンラインの併用により開催 **報告**

兵庫県中小企業団体中央会では、令和3年2月3日(水)に神戸市産業振興センターにおいて組合役員を対象とした組合決算講習会を開催しました。

税理士法人コモンズ 代表社員 税理士 坂本健一氏を講師に迎え、事業年度末に向けて組合特有の会計処理も交えながら決算に関する内容の講義を行いました。

当日は、新型コロナウイルス感染症の影響により兵庫県内に緊急事態宣言が発令されていたこともあり、会場とZoomを用いて組合事務所からのオンラインでの参加を併用して実施しました。

初めてオンラインでのセミナーに参加された方もいらっしゃいましたが、スムーズにセミナーを開催することができました。参加された方からは、コロナ禍の外出しづらい状況でオンラインでセミナーに参加することができてよかったといった声も聞かれました。(中央会担当：総務課 南本圭一)



兵庫県中小企業青年中央会 (Hyogo-UBA) が新年のご祈禱を実施
 —正副役員のみ的人数制限にて— **報告**



兵庫県中小企業青年中央会(会長 稗田 晴彦)では令和3年1月27日(水)に生田神社にて新年のご祈禱を実施いたしました。例年、新年祝賀会として多くの若手経営者・後継者の方々にお集まりいただき、交流を深めていただいておりますが、今年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、正副会長のみでメンバー企業の商売繁盛とコロナ終息を願い参拝をいたしました。(中央会担当：情報企画課 阿部紳司)



兵庫県中小企業青年中央会 (Hyogo-UBA) が組合青年部全国講習会に出席
 —参加者250名以上で完全リモートにて開催!— **報告**

兵庫県中小企業青年中央会では、令和3年2月26日(金)に開催されました全国中小企業青年中央会主催「組合青年部全国講習会」に稗田会長と竹内直前会長はじめ19名が出席いたしました。

例年、全国の青年中央会が親睦を図る機会でもありましたが、本年度はコロナの影響で全面オンラインにて開催されました。

一方、オンラインは距離や時間を有効に使えるため、参加者は250名以上とコロナ以前より多く兵庫県は全国府県最多の出席数でした。(中央会担当：情報企画課 阿部紳司)



新型定期預金 マイハーベスト

高めの金利設定(当金庫内比較) 1年、2年、3年から期間が選べる お預け入れは50万円から

●神戸市役所南側西入る **商工中金 神戸支店** 〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111 ☎078(391)7541

●市民会館東隣 **姫路支店** 〒670-0015 姫路市総社本町111 ☎079(223)8431

●労働福祉会館前 **尼崎支店** 〒660-0096 尼崎市東灘波町5-19-8 ☎06(6481)7501

情報レポート

2021年2月10日集計

概況 県内中小企業は、製造業、非製造業ともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況が続く。

内閣府が1月22日に公表した月例経済報告で、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」としている。

一方、県内中小企業では、新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言の延長に伴う影響により、先行きの見通しが立たないとの声が多く聴かれ、より一層厳しい状況が続く。

業種	項目	景況	売上	収益	資金
製造業	景況	曇り	-57%	-73%	-62%
	資金	曇り	-73%	-62%	-51%
非製造業	景況	曇り	-68%	-65%	-73%
	資金	曇り	-65%	-73%	-68%
総合	景況	曇り	-62%	-69%	-68%
	資金	曇り	-69%	-68%	-59%



業界の声

製造業

繊維・同製品

売上は多少増加しているが前年比20%以上のダウンで非常に厳しい状況にある。

木材・木製品

海外からの輸入コンテナ不足がまだ解消しておらず、1コンテナあたり4000US\$加算されて商品や材料を輸入して収益を圧迫している。この状態がいつまで続くのか各社悩んでいる状態である。また、各社一時的な値上げも検討している。

鉄鋼・金属

展示会を神戸国際展示場2号館で開催したが、新緊急事態宣言が発令され、直前に16社出展辞退があった。来場者も大手小売店をはじめ出張自粛している企業もあり、例年の3割弱の来場者であった。コロナの影響は、まだまだ続きそうである。

窯業・土石製品

1月に入り来場者が減少しており、収益状況も悪化している。新型コロナウイルスの影響によるものと思われる。例年1月に開催していたイベントも自粛した関係で売り上げが落ち込んだ。

一般機器

昨年末より受注状況は下回っており緊急事態宣言の影響により、さらに先行きが見通せない状況にあり厳しい状況が続いている。

電気機器

緊急事態宣言により、経済が停滞している状態の影響が数ヶ月遅れで来るのではないかと心配している。これから、景況は一進一退しながら、回復する兆しが全く不透明である。

非製造業

卸売業

新型コロナウイルス感染患者が増大している現状では、対面の営業活動の自粛等で受注する商品も数量も限定されてきており景況は芳しくないと思われる。

小売業

緊急事態宣言により来場客数が激減。特に飲食街は、全ての店舗が時短営業に入ったことにより客足の引きが早いのが目立った。食料品街は、通常と変わらない人出であったが、ファッション関係は非常に厳しい状況であった。イベントも中止、延期が増えてきて新たな集客施策が見つからない。

商店街

緊急事態宣言により飲食関係は、ほとんどの店が時短営業又は臨時休業されており、売上は大変厳しい状態である。物販においても時短傾向で特に高齢者の外出控えがあり、非日常品の販売店は苦戦している。

商店街

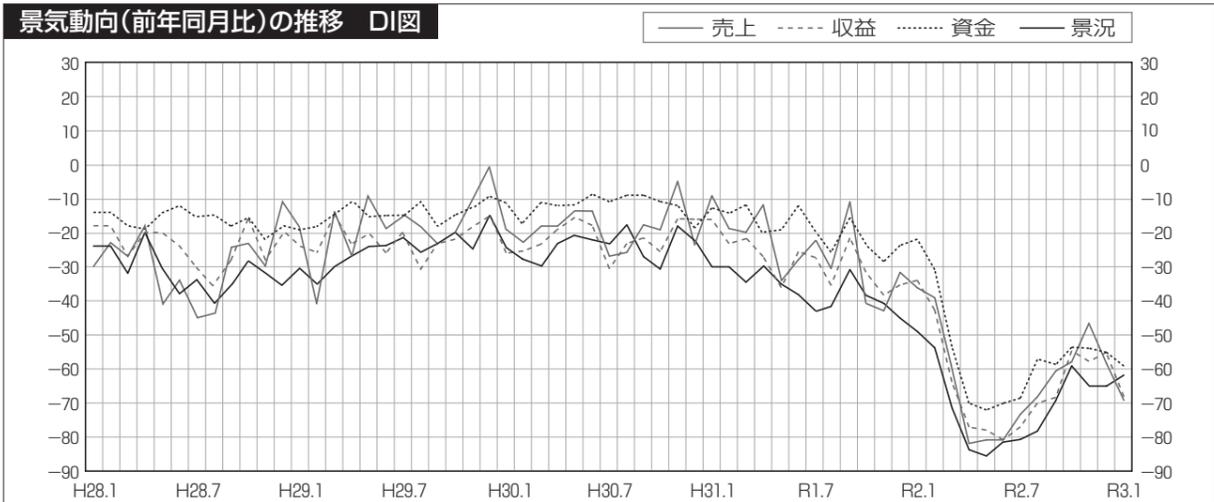
緊急事態宣言の発令後、飲食店の内には日曜営業のみの店も、又、飲食店以外でも閉店時間を1時間早める店も、それにとめない15時以降の客足が悪い。駅から遠くの店ほど、売上げが悪くなっている。定休日がなかった店が定休日を設けた。

サービス業

神戸市の成人式が3日前に延期になったので、神戸市内の美容室には大きな打撃となった。

その他

緊急事態宣言の期間延長を受け、出来ることを確実にを行うと同時に先を見据えての準備を怠らないことにつぎ。コロナ後の動きが業界の中でも明暗が出ると予測し対策を検討している。



中小企業のための経営レポートVOL.2

士は己を知る者のために死す

田坂経営労務事務所 代表 田坂 和彦 (中小企業診断士・社会保険労務士)

《はじめに》

読者の皆様、こんにちは。兵庫県中小企業団体中央会「しっかいや中央会事業」のコーディネーターを務めております中小企業診断士・社会保険労務士の田坂和彦です。

本事業は、無料で経営や労働の相談をワンストップで受けられ、必要に応じて各分野の専門家を派遣するものです。ご興味がおありの方は中央会までご相談ください。

さて本コラムでは、多くの中小企業様とお話をしている中で、気づいたことを執筆させていただきたいと思います。今回は少しタイトルが過激ですが、従業員のモチベーションについてお話をさせていただきます。

私は経営における組織人事のご相談を多く頂きます。“人”に関する問題は、多くの経営者、管理者の方にとっていつも悩みの種となっています。

早速ですが、ここで一つ事例をお話しさせていただきます。

【A社の事例】

従業員数10人の中小企業A社。この企業で最近起こった出来事です。

これまでの人生で少し心を病んでいたB氏がA社求人に応募。代表はすべてを承知した上でB氏の採用を決めた。

B氏入社後、社長はB氏の体調を気遣いながら日々声をかけ、時には労働時間の調整を行い、周囲の従業員にもB氏に目を配るようにお願いしていた。全員一丸となってB氏を見守っていると、B氏はどんどん明るく元気になっていきました。B氏は真面目によく働き、A社にとって非常にありがたい人材になっています。

そんなある日、B氏から社長に対して「ここで働いて人生が変わりました。救っていただいたとすごく感謝しています」と感謝の言葉があり、社長は笑顔で私にお話をしてくださいました。

【業績と従業員モチベーション】

A社の事例ですが、読み物として捉えた場合、それほどインパクトのあるお話ではないかもしれませんが、ですが、実際の経営でこの言葉を従業員から言われることがどれほど難しいかは経営者や管理者の方はお分かりかと思えます。

会社にとって業績を上げることは非常に重要なことです。いかに効率的に売上や利益を上げていくのか。それは経営者・管理者であるほど求められることとなります。

その際、時に業績を意識すると、従業員を一つのパーツとして見るようになり、一人の人間として見ないということが起こります。業績を上げるために従業員のモチベーションアップが必要だから、方法論を駆使してモチベーションを上げようとするわけです。

【方法論では解決が難しいモチベーション】

モチベーションを上げる方法はインターネットや書籍で簡単に見つかります。それらで勉強して従業員のモチベーションを上げようと努力されること自体は、非常に良いことだと思います。「話し方」「褒め方」「承認欲求の満たし方」などがその一例です。

ですがそれを実践した場合、思うような結果に繋がらないことは珍しくありません。

大人が大人に対して方法論を駆使した場合、やはり気づかれてしまいます。またそれを時々実践してもそれ以外の言

動や行動を従業員は見ているため、むしろ自分を上手く扱おうとしている”と不快にさせることもあります。

【向き合うこと】

A社社長は方法論ではなく、B氏と向き合いました。もちろん社長はB氏だけにそのように対応しているのではなく、B氏以外にも同様です。

「みんなが楽しくやりがいをもって働いてもらえることが一番大事」という思いのもと、毎日声をかけ、やりたいと言ってきた仕事はなるべくさせる。従業員のスキル向上にはお金を注ぎ、繁忙期が終われば従業員に労いのご飯やお礼品をわたす。休憩時には従業員の好みに合わせてドリンクを用意し、従業員からの意見には耳を傾ける。

その結果、A社の売上は増加し、生産性も向上し続けています。

社長は「当社は真面目で良い人ばかりいるからラッキーです」と言いますが、それが偶然ではないことはすぐにお分かりかと思えます。

【士は己を知る者のために死す】

①業績をあげるために、方法を駆使して従業員のモチベーションを上げる

②従業員と真剣に向き合った結果、業績が上がる
この2つは似ているようでとても大きな差があります。スタート地点が違うからです。

「士は己を知る者のために死す」という言葉があります。“自分の真価を知って待遇してくれる人のためなら、命をなげうって尽くす”という意味です。もう少し分かりやすく表現すれば、“自分をよく見て理解してくれる人であれば、損得勘定抜きで尽くす”ということでしょうか。

話し方や褒め方を勉強したり、人事評価制度を作ったり、研修を行うこと等は、人材活用の上ではもちろん重要ですが、しかし、それがただの方法論になっているはその効果が出るどころか、マイナスに働くこともあります。

その根本は、従業員を人として向き合い、きちんと見て理解すること。それによってどんな方法論を駆使するよりも大きな効果が得られるものと考えます。

それによって従業員がモチベーションを向上し会社が良いループに入れば、それが最も強い会社と言えるのではないのでしょうか。

プロフィール Profile



田坂 和彦

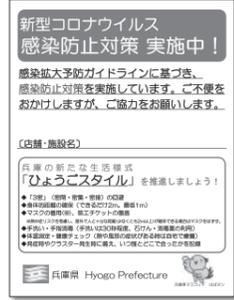
〈会社名〉
田坂経営労務事務所
代表 田坂和彦(中小企業診断士・社会保険労務士)
〈経歴〉
兵庫県中小企業診断士協会 会員
兵庫県社会保険労務士会 会員
兵庫県中小企業団体中央会コーディネーター
「人を活かした中小企業経営の支援」を専門に活動している。労務管理、就業規則といった守りだけでなく、中小企業の人事制度構築やモチベーション向上の仕組み作り等、人を活かした攻めの強化も同時に行い、攻守両面で中小企業を支援している。
〈HP〉<http://www.tasaka-office.jp/>

お知らせ

お知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金のご案内(第2期:2月8日以降の時短要請)

- 【対象者】** 次の(1)～(4)の要件を全て満たす事業者の方
- (1)兵庫県内で食品衛生法上の飲食店営業許可、又は喫茶店営業許可を受けている飲食店を運営していること(※酒類の提供を行う飲食店限定ではありません)
 - (2)通常午後8時以降も営業している対象施設が、**営業時間を午前5時から午後8時まで(酒類の提供は午前11時から午後7時まで)**に短縮していること
 - (3)**令和3年2月8日(月)～3月7日(日)予定(但し、県の要請期間に応じる)の全ての期間において、時短営業(休業を含む)をしていること**
※但し、特別な事情で2月8日(月)から時短営業が困難な場合は、協力開始日から3月7日(日)(但し、県の要請期間に応じる)まで継続して要請に依っていたければ、時短営業をした日数に応じて支給します。(但し、定休日時は時短営業日数から除きます。)
 - (4)業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組みを行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示していること
- 【支給額】** 1日あたり6万円/店舗×時短日数(最大150万円)(定休日や不定休による定休日は時短営業日数から除く)
- 【申請受付期間】** 未定
- 【申請書類】** <https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/koronakansenkakudaibousikyouryokukin.html>
- 【お問い合わせ】** ●兵庫県時短協力金コールセンター
電話：078-361-2501 受付時間：平日 午前9時～午後5時
※2月末現在の情報です。今後、内容変更等の可能性もございます。必ず兵庫県ホームページでご確認ください。



売上の減少した中小事業者に対する一時支援金のお知らせ

- 【事業内容】** 2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者の影響緩和に係る一時支援金を給付します。
- 【給付対象者】** 緊急事態宣言の再発令に伴い、①**緊急事態宣言の発令地域(以下「宣言地域」という。)**の飲食店と**直接・間接の取引があること**又は②**宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと**により**令和3年1月～3月のいずれかの月の売上が対前年比▲50%以上減少していること**
- 【給付額】** **前年又は前々年の対象期間の合計売上 - 2021年の対象月の売上 × 3ヶ月**



中小法人等	上限 60 万円	対象期間	1月～3月
個人事業者等	上限 30 万円	対象月	対象期間から 任意 に選択した月

- ※算出方法:前年(or前々年)1月から3月(任意で選択した月)の事業収入-(前年(or前々年)同月比▲50%以上の月の事業収入×3)
- 【その他の注意事項】**
- 給付要件を満たす事業者であれば、業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。なお、店舗単位ではなく、事業者単位の給付となります。
 - 宣言地域に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象とはなりません。なお、宣言地域には、緊急事態宣言が一度発令され、その後解除された地域も含まれます。
 - 飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛以外の理由であれば、売上が50%以上減少していても対象外です。
 - 都道府県から時短営業の要請に伴う協力金を受給している飲食店は、一時支援金と重複受給できません。
- 【詳細サイト】** https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/pdf/summary.pdf?0224
- 【お問い合わせ】** 一時支援金事務局 相談窓口 TEL:0120-211-240
IP 電話等からのお問い合わせ先: 03-6629-0479 (通話料がかかります)

信用保証のご案内

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆さまへ**
- 当協会では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、経営相談窓口を設置し、各種保証制度等により、経営支援、資金繰り支援を行っています。
- 危機関連保証** 危機関連保証の認定を受けられた事業者の方は、一般保証およびセーフティネット保証とはさらに別枠となる100%保証が利用可能となります。
- セーフティネット保証4号** セーフティネット保証4号の認定を受けられた事業者の方は、一般保証と別枠の100%保証が利用可能となります。
- セーフティネット保証5号** セーフティネット保証5号の認定を受けられた事業者の方は、一般保証と別枠の80%保証が利用可能となります。
- 兵庫県融資制度 新型コロナウイルス感染症対応資金【令和3年3月31日までに保証協会の申込受付(必着)が必要です】**
- 本制度は、借入当初の保証料補助(全額補助又は半額補助)を受けることができるほか、所定の要件を満たした場合に、利子補給や既存の保証付融資を借換えることが可能です。
- 兵庫県融資制度 新型コロナウイルス保証料応援貸付**
- 本制度は、借入当初の保証料全額補助を受けることができます。
- 上記は、概要のため、詳細は当協会HPをご覧ください。各事務所・支所にお問い合わせください。
- HPIはこちらから
- 兵庫県信用保証協会** CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN
〒651-0195 神戸市中央区浪花町62番地の1
TEL.078-393-3900(代表)

事業主のみならず 令和2年度第3次補正 ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための “企業の思い切った”事業再構築を支援(中小企業等事業再構築促進事業)

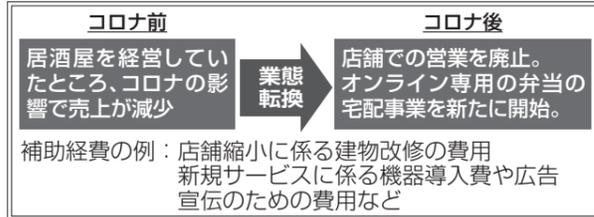
- 【内容】** 新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組み、事業再編又はこれらの取組みを通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します！
- 【補助対象要件】**
1. 申請前の直近6か月間のうち、**任意の3か月(「任意の3か月」は連続している必要はございません。)**の合計売上高が、**コロナ以前の同3か月の合計売上高**と比較して10%以上減少している中小企業等。
 2. **事業計画を認定支援機関や金融機関と策定**し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。但し、補助金額が3,000万円を超える案件は、金融機関も参加して策定します。ただし金融機関が認定支援機関を兼ねる場合は、金融機関のみで構いません。
 3. **補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加**の達成。
- 【補助金額・補助率】**

対象	補助金額	補助利率
①緊急事態宣言特別枠 ●要件:上記補助対象要件1.～3.に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1月～3月のいずれかの月の売上高が対前年また対前々年の同月比で30%以上減少していること。	従業員5人以下 100万円～500万円 従業員6人～20人 100万円～1,000万円 従業員21人以上 100万円～1,500万円	3/4
②中小企業(通常枠)	100万円以上6,000万円以下	2/3
③中小企業(卒業枠)【400社限定】(特別枠) ●要件:計画期間内に①組織再編②新規設備投資③グローバル展開にいずれかに資本金又は従業員を増やし中小企業から中堅企業へ成長する事業者向け	6,000万円超～1億円以下	

- 「緊急事態宣言特別枠」には、採択件数に限りがあります。ただし、不採択となった場合も通常枠で再審査しますので特別枠へ応募された方は、その他の方に比べて採択率が上がる可能性があります。
- 【補助対象経費】** 建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費(加工、設計等)、研修費(教育訓練費等)、技術導入費(知的財産権導入に係る経費)、広告宣伝費・販売促進費(広告作成、媒体掲載、展示会出展等)等 **〔注〕補助対象企業の従業員の人件費及び従業員の旅費は補助対象外)**

【活用イメージ】

飲食業



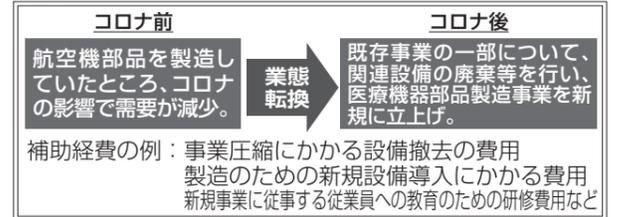
サービス業



小売業



製造業



- ※ **iGrants(電子申請システム)**での申請受付を予定しています。**GビズIDプライムの発行に2～3週間かかります**ので、補助金の申請をお考えの方は**事前のID取得**をお勧めします。
➡ <https://www.jgrants-portal.go.jp/>
- ※※認定経営革新等支援機関は、中企庁HPに記載の「経営革新等支援機関認定一覧」をご覧ください。
➡ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kan.htm>
- ※詳細については**公募開始後の公募要領等**でご確認ください。

- 【サイト】** <https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2020/201224yosan.pdf>
- 【パンフレット】** https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/pdf/jigyo_saikoutiku.pdf?0204
- 【お問い合わせ】** 中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課 (03-3501-1816)